

○ 顧客分別金信託について信託することができる有価証券等を指定する件（平成十九年金融庁告示第五十八号）

改
正
案

現
行

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第一百四十二条第一項第五号及び第八号並びに第百四十二条の五号）第一百四十二条第一項第五号及び第八号の規定に基づき、顧客分別金信託について信託することができる有価証券等を指定するため信託することができる有価証券及びその評価額の上限を算出するため時価に乘ずる率を次のように指定し、平成十九年九月三十日から適用する。

（略）

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第一百四十二条第一項第五号及び第八号の規定に基づき、顧客分別金信託について信託することができる有価証券及びその評価額の上限を算出するため時価に乘ずる率を次のように指定し、平成十九年九月三十日から適用する。

（略）